

## ●香川県警察本部告示第9号

香川県少年警察活動実施規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年5月13日

香川県警察本部長 今 井 宗 雄

香川県少年警察活動実施規程の一部を改正する規程

香川県少年警察活動実施規程（平成20年香川県警察本部告示第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第1章～第3章 略</p> <p>第4章 少年の保護のための活動（第44条－<u>第47条の2</u>）</p> <p>第5章 略</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 略</p> <p>2 活動規則<u>第2条第7号</u>に規定する不良行為は、別表に定める行為とする。</p> <p>（少年サポートセンターの設置）</p> <p>第4条 活動規則<u>第2条第14号</u>に規定する少年サポートセンターは、香川県警察組織規則（平成12年香川県公安委員会規則第7号）第4条第2項に規定する香川県警察本部生活安全部少年課少年サポートセンターとする。</p> <p>2 略</p> <p>（発見時の報告）</p> <p>第9条 非行少年、不良行為少年、被害少年、<u>要保護少年又は児童虐待を受けたと思われる児童</u>を発見した職員は、その所属（香川県警察本部の課、隊若しくは所、香川県警察学校又は警察署をいう。以下同じ。）の長に当該少年の氏名その他必要な事項を書面により報告するものとする。</p> <p>（少年相談）</p> <p>第11条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 職員（少年課及び警察署の職員を除く。）が少年相談を受けたときは、</p>	<p>目次</p> <p>第1章～第3章 略</p> <p>第4章 少年の保護のための活動（第44条－<u>第47条</u>）</p> <p>第5章 略</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 略</p> <p>2 活動規則<u>第2条第6号</u>に規定する不良行為は、別表に定める行為とする。</p> <p>（少年サポートセンターの設置）</p> <p>第4条 活動規則<u>第2条第12号</u>に規定する少年サポートセンターは、香川県警察組織規則（平成12年香川県公安委員会規則第7号）第4条第2項に規定する香川県警察本部生活安全部少年課少年サポートセンターとする。</p> <p>2 略</p> <p>（発見時の報告）</p> <p>第9条 非行少年、不良行為少年、被害少年又は<u>要保護少年</u>を発見した職員は、その所属（香川県警察本部の課、隊若しくは所、香川県警察学校又は警察署をいう。以下同じ。）の長に当該少年の氏名その他必要な事項を書面により報告するものとする。</p> <p>（少年相談）</p> <p>第11条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 職員（少年課及び警察署の職員を除く。）が少年相談を受けたときは、</p>

書面により香川県警察本部生活安全部少年課長（以下「少年課長」という。）に当該少年相談の処理を引き継ぐものとする。

- 4 警察署の職員（署生活安全課の職員を除く。）が少年相談を受けたときは、書面により当該警察署の署生活安全課の課長に当該少年相談の処理を引き継ぐものとする。
- 5 少年警察部門以外の部門の職員は、前2項の規定にかかわらず、当該少年相談を自ら処理することが適当と認めるときは、書面によりその所属の長に報告し、及び少年警察部門に連絡した上でこれを処理することができる。
- 6 職員は、第2項から第4項までに規定する少年相談の処理の引継ぎをするときは、当該少年相談の相談者に引継先、連絡方法その他必要な事項を説明しなければならない。

（新聞発表等の際の注意）

第19条 犯捜規範第209条に規定する報道機関等への発表は、警察本部長若しくは警察署長又はこれらの者が指定する者が行うものとする。

- 2 前項の発表の内容には、その事件に関係する少年が属する学校又は勤務先の名称は、含まれないものとする。ただし、特定少年のときに犯した罪に係る事件であって、当該罪により公訴を提起された者に係るもの（略式命令の請求がされたものを除く。）の発表については、この限りでない。

3 略

（送致又は通告に関する留意事項）

第20条 少年事件の送致又は通告の実施に当たっては、少年及びその保護者又はこれに代わるべき者（以下「保護者等」という。）に対して、送致又は通告の趣旨について説明し、及び送致又は通告の後特に留意すべき事項について助言するものとする。この場合において、在宅のまま送致又は通告をする少年に係る将来における非行の危険性が高いと認められるときは、送致先又は通告先の機関に、速やかに法又は児童福祉法の規定による措置を執るべきことを連絡するものとする。

（少年カード）

第21条 職員は、少年事件の送致又は通告の対象となった少年（交通法令違反（犯罪統計細則（昭和46年警察庁訓令第16号）第2条第2号に規定する交通法令違反をいう。）又は自動車の運転により人を死傷させる行為等の

書面により香川県警察本部生活安全部少年課長（以下「少年課長」という。）に当該少年相談に係る事案の処理を引き継ぐものとする。

- 4 警察署の職員（署生活安全課の職員を除く。）が少年相談を受けたときは、書面により当該警察署の署生活安全課の課長に当該少年相談に係る事案の処理を引き継ぐものとする。
- 5 少年警察部門以外の部門の職員は、前2項の規定にかかわらず、当該事案を自ら処理することが適当と認めるときは、書面によりその所属の長に報告し、及び少年警察部門に連絡した上でこれを処理することができる。
- 6 職員は、第2項から第4項までに規定する事案の処理の引継ぎをするときは、当該事案の相談者に引継先、連絡方法その他必要な事項を説明しなければならない。

（報道発表上の注意）

第19条 犯捜規範第209条に規定する報道機関への発表は、警察本部長若しくは警察署長又はこれらの者が指定する者が行うものとする。

- 2 前項の発表の内容には、その事件に関係する少年が属する学校又は勤務先の名称は、含まれないものとする。

3 略

（送致又は通告に関する留意事項）

第20条 少年事件の送致又は通告の実施に当たっては、少年及びその保護者に対して、送致又は通告の趣旨について説明し、及び送致又は通告の後特に留意すべき事項について助言するものとする。この場合において、在宅のまま送致又は通告をする少年に係る将来における非行の危険性が高いと認められるときは、送致先又は通告先の機関に、速やかに法又は児童福祉法の規定による措置をとるべきことを連絡するものとする。

（少年カード）

第21条 職員は、少年事件の送致又は通告の対象となった少年その他特に必要があると認められる少年については、別記様式第1号の少年カードを作成し、当該少年の住居地を管轄する警察署（以下「住居地警察署」という。）

処罰に関する法律（平成25年法律第86号）に規定する罪若しくは交通事故に係る刑法（明治40年法律第45号）に規定する罪に係る非行少年を除く。）その他特に必要があると認められる少年については、別記様式第1号の少年カードを作成し、当該少年の住居地を管轄する警察署（以下「住居地警察署」という。）において保管するものとする。

## 2・3 略

（呼出し及び取調べに関する留意事項）

### 第23条 略

2 犯罪少年事件の捜査のため被疑少年の保護者等を呼び出すときは、当該保護者等が警察から呼び出されたことを周囲の者に分からせないよう配慮するものとする。

### 3 略

（保護者等又は参考人の呼出しに関する留意事項）

第31条 触法調査のため、触法少年であると疑うに足りる相当の理由のある者の保護者等を呼び出すときは、当該保護者等が警察から呼び出されたことを周囲の者に分からせないよう配慮するものとする。

### 2 略

（児童相談所への通告）

第37条 活動規則第22条第1項第2号に規定する児童相談所への通告は、緊急を要すると認める場合は電話又は口頭により行い、別記様式第4号の児童通告通知書を事後に当該児童相談所に送付するものとする。

（保護者等又は参考人の呼出しに関する留意事項）

第41条 ぐ犯調査のため、ぐ犯少年と認められる者の保護者等を呼び出すときは、当該保護者等が警察から呼び出されたことを周囲の者に分からせないよう配慮するものとする。

### 2 略

（児童相談所への通告）

第43条 活動規則第33条第1項第2号及び第3号に規定する児童相談所への通告は、緊急を要すると認める場合は電話又は口頭により行い、別記様式第4号の児童通告通知書を事後に当該児童相談所に送付するものとする。

において保管するものとする。ただし、送致又は通告に係る事件が交通法令違反（犯罪統計細則（昭和46年警察庁訓令第16号）第2条第2号に規定する交通法令違反をいう。）又は自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成25年法律第86号）第2条から第6条までの罪に該当するものである場合は、少年カードの作成を要しないものとする。

## 2・3 略

（呼出し及び取調べに関する留意事項）

### 第23条 略

2 犯罪少年事件の捜査のため被疑少年の保護者を呼び出すときは、当該保護者が警察から呼び出されたことを周囲の者に分からせないよう配慮するものとする。

### 3 略

（保護者又は参考人の呼出しに関する留意事項）

第31条 触法調査のため、触法少年であると疑うに足りる相当の理由のある者の保護者を呼び出すときは、当該保護者が警察から呼び出されたことを周囲の者に分からせないよう配慮するものとする。

### 2 略

（児童相談所への通告）

第37条 活動規則第22条第1項第2号に規定する通告は、緊急を要すると認める場合は電話又は口頭により行い、その後遅滞なく同号に規定する児童通告書を作成して送付するものとする。

（保護者又は参考人の呼出しに関する留意事項）

第41条 ぐ犯調査のため、ぐ犯少年と認められる者の保護者を呼び出すときは、当該保護者が警察から呼び出されたことを周囲の者に分からせないよう配慮するものとする。

### 2 略

（児童相談所への通告）

第43条 活動規則第33条第1項第2号及び第3号に規定する通告は、緊急を要すると認める場合は電話又は口頭により行い、その後遅滞なく同項第2号及び第3号に規定する児童通告書を作成して送付するものとする。

(福祉犯の被害少年についての活動)

第45条 活動規則第37条に規定する捜査は、その犯罪を犯したと認められる者が20歳以上の者であっても、少年警察部門において捜査又は調査を行っている少年事件と密接な関係がある場合その他特に必要があると認められる場合においては、少年警察部門において行うことができるものとする。

(要保護少年についての活動)

第46条 活動規則第38条第2項に規定する児童相談所への通告は、緊急を要すると認める場合は電話又は口頭により行い、別記様式第4号の児童通告通知書を事後に当該児童相談所に送付するものとする。

(児童虐待を受けたと思われる児童等についての活動)

第47条 活動規則第39条第3項に規定する支援は、児童虐待が人格形成期の児童の心身に重大な影響を与えるものであることを認識し、児童の安全の確認及び安全の確保を最優先として行うものとする。

(児童相談所への通告)

第47条の2 活動規則第39条第2項に規定する児童相談所への通告は、緊急を要すると認める場合は電話又は口頭により行い、別記様式第4号の児童通告通知書を事後に当該児童相談所に送付するものとする。

(少年に所持させることが不適当な物件の措置)

第48条 少年警察活動により非行の防止上所持させておくことが適当でないと認められる物件を少年が所持していることを発見したときは、法令の規定により押収する場合を除き、当該物件を当該少年の保護者等に預けさせ、所有者その他の権利者に返還させ、又は当該少年に廃棄させるため、必要な注意、助言等を行うものとする。

(少年の一時保護に係る留意事項)

第49条 略

(福祉犯の被害少年についての活動)

第45条 活動規則第37条に規定する捜査は、その犯罪を犯したと認められる者が成人であっても、少年警察部門において捜査又は調査を行っている少年事件と密接な関係がある場合その他特に必要があると認められる場合においては、少年警察部門において行うことができるものとする。

(要保護少年についての活動)

第46条 活動規則第38条第2項に規定する通告は、緊急を要すると認める場合は電話又は口頭により行い、その後遅滞なく同項に規定する児童通告書を作成して送付するものとする。

(児童虐待を受けている児童等についての活動)

第47条 活動規則第39条に規定する支援は、児童虐待(児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号)第2条に規定する児童虐待をいう。)が人格形成期の児童の心身に重大な影響を与えるものであることを認識し、児童の安全の確認及び安全の確保を最優先として行うものとする。

(少年に所持させることが不適当な物件の措置)

第48条 少年警察活動により非行の防止上所持させておくことが適当でないと認められる物件を少年が所持していることを発見したときは、法令の規定により押収する場合を除き、当該物件を当該少年の保護者又はこれに代わるべき者に預けさせ、所有者その他の権利者に返還させ、又は当該少年に廃棄させるため、必要な注意、助言等を行うものとする。

(少年の一時保護に係る留意事項)

第49条 児童福祉法第33条第1項の規定により委託を受けて少年に一時保護を加えるときは、香川県警察保護執行規程(平成12年香川県警察本部告示第8号)の規定の例により行うほか、次に掲げる事項に留意するものとする。

(1)・(2) 略

(3) 少年に一時保護を加えている旨を当該少年の保護者等に速やかに連絡すること。

別表

不良行為の種別及び態様

種別	態様
1～10 略	
11 無断外泊	正当な理由がなく、 <u>保護者等</u> に無断で外泊する行為
12～17 略	

(1) 宿直室、休憩室その他一時保護にふさわしい部屋を使用すること。  
(2) 逃走、自殺、自傷その他自己又は他人の生命、身体又は財産に危害を及ぼす事故を防止すること。

(3) 少年に一時保護を加えている旨を当該少年の保護者又はこれに代わるべき者に速やかに連絡すること。

別表

不良行為の種別及び態様

種別	態様
1～10 略	
11 無断外泊	正当な理由がなく、 <u>保護者</u> に無断で外泊する行為
12～17 略	

別記様式第4号（第37条、第43条、第46条、第47条の2関係）

児童通告通知書

年 月 日

殿

警察署長

- 少年警察活動規則第38条第2項 の規定により下記児童を口頭により通告したので通知する。  
 少年警察活動規則第39条第2項

通告した 年月日時	年 月 日 午 時 分		
通告した者の 官職氏名			
通告受付者の 所属・氏名			
児童	ふりがな 氏名	男・女	生年月日 年 月 日生（歳）
	職業 学校・学年		
	住居		
保護者等	氏名 (名称又は商号及び 代表者の氏名)	生年月日	年 月 日生（歳）
	職業	児童との 続柄	
	住居 (主たる事務所又は 本店の所在地)	(電話 )	
通告理由及び処遇意見			
備考			
担当者の官職氏名 (電話 )			

- 注意 1 この書類は、少年警察活動規則第38条第2項又は第39条第2項の規定による通告を口頭により行った場合に作成し、児童相談所に送付すること。  
 2 □印のある欄については、該当の口内にレ印を付すこと。  
 3 必要に応じて、児童の引渡しの有無、健康状態、所持金品等を備考欄に記入すること。  
 4 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

附 則  
この規程は、令和4年5月13日から施行する。